

「地方の、地方による、地方のための」

## 地方公共団体金融機構 平成24年度業務概要

- 1 東日本大震災への対応等 . . . . . 1
- 2 平成24年度の貸付予定等 . . . . . 2
- 3 貸付利率の見直し及び対象事業の拡大 . . . . . 3
- 4 平成24年度の債券発行予定等 . . . . . 4
- 5 地方支援業務 . . . . . 5
- 6 公庫債権金利変動準備金の国への帰属 . . . . . 7

※平成24年度の予算、事業計画等については、平成24年2月に開催予定の代表者会議において決定します。

○機構は、全自治体が出資し、自治体の代表者が経営に参画し、自治体のために市場から資金を調達して融資している、「地方の、地方による、地方のための」地方債資金の共同調達機関です。

○機構のことに関心を持ち、地方の皆様から積極的にご意見をお寄せください。

○今年から季刊で広報誌を作成しますので、是非ご覧ください。  
(1月30日以降、お手元に届く予定です。)

平成24年1月26日



地方公共団体金融機構  
Japan Finance Organization for Municipalities

# 東日本大震災への対応等について

「地方の、地方による、地方のための」機関として、経営の規律を確保しつつ、東日本大震災被災地の復旧・復興に関し、できる限りの措置を講ずることを基本とする。

## ■ 推進体制の確保 ～対策本部の設置～

3月14日、理事長を本部長とし、役員及び部長を本部員とする対策本部を設置し、第1回対策本部会議を開催（以後、平成23年中に計18回の対策本部会議を開催）

## ■ 大震災直後の対応・支援策

相談窓口の設置	融資及び償還業務について、相談窓口を設置（3月15日） ※5月8日までは土日・祝日も含めて対応
短期貸付制度改正	財政状況を問わず、震災の被災団体が貸付対象となるよう、また、年度を越えて貸付が可能となるよう、短期貸付制度を改正
元利償還金の 払込期日の延長	一時的に行政機能を喪失した団体や金融システム障害等により元利金の償還業務に支障を生じた団体32団体、72億円余について、次回定期償還日（平成23年9月20日）まで払込期日を延長する措置を実施（払込日延長に伴う経過利息は免除） ※23年9月20日までに全て償還完了
繰上償還の取扱い	津波等で被害を受けた公共施設に係る機構資金は、原則、繰上償還を求めない
貸付条件の改正	東日本大震災に関連する公営住宅建設事業について償還期限を25年以内から30年以内に延長

## ■ 復旧・復興に向けた支援策

被災施設の繰上償還に係る借換債	旧公庫資金（機構資金を含む。）の使用によって取得した財産の全部又は一部が自然災害等により滅失し、繰上償還を行う場合に、その財源に充てるために起こされる借換債に対して機構資金の貸付けを実施（民間等資金により難しい事情がある場合）。 （参考）平成24年1月18日現在申請状況 被災繰上償還：約333億円（3県、22市町村、1企業団）
公営企業の資金不足への支援	震災に伴う料金の減免や事業休止等により発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合（震災減収対策企業債）に機構資金の貸付けを実施。

## ■ 全国的な緊急防災・減災事業の推進

震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業に対して機構資金を貸付け。（平成24年度地方債計画計上額1,765億円）

<被災施設に係る繰上償還及び借換債についての問い合わせ先>

地方公共団体金融機構融資部 繰上償還：03-3539-2843（融資管理課） 借換債：03-3539-2823（融資課）

# 平成24年度の貸付予定等について

## ■ 平成24年度地方債計画における機構資金

平成24年度地方債計画における機構資金は、2兆1,740億円

(単位：億円)

区 分	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)／(B)
機構資金	21,740	18,930	2,810	14.8%
〔内訳〕				
一般会計債 +公営企業債	14,103	12,030	2,073	17.2%
うち緊急防災 ・減災事業	1,765	—	皆増	皆増
公営企業借換債	300	300	増減無し	増減無し
被災施設借換債	150	—	皆増	皆増
臨時財政対策債	7,187	6,600	587	8.9%

※ 平成24年度の地方債計画は通常収支対応分及び東日本大震災に関連する事業分の計である。

※ 平成23年度は当初の機構資金額である。平成23年度の第2次改定後の地方債計画における機構資金は21,629億円である。

## ■ 平成24年度の貸付計画額等について

### 1. 貸付計画額

(単位：億円)

	平成24年度	平成23年度	増減額
貸付計画額	18,000程度 (精査中)	18,431	▲400程度

### 2. 公債費負担対策 旧公営企業金融公庫資金（年利5%以上）

<22～24年度>	総額	3,200億円以内
<24年度>	繰上償還	900億円程度（見込）
	うち借換債	300億円

### ● 貸付利率実績

償還年限30年 (5年据置) 固定金利の場合	平成23年				平成24年	<参考> 利率見直し 方式の場合
	9/16～	10/26～	11/28～	12/26～	1/25～	
機構資金 利率改定日	～	～	～	～	～	1/25～
機構資金利率 (特利・臨時特利)	～	～	～	～	～	1.00%
財政融資資金利率	～	～	～	～	～	1.00%

※ 機構資金の貸付利率は、機構への改組以来、財政融資資金と同等

# 貸付利率の見直し及び貸付対象事業の拡大

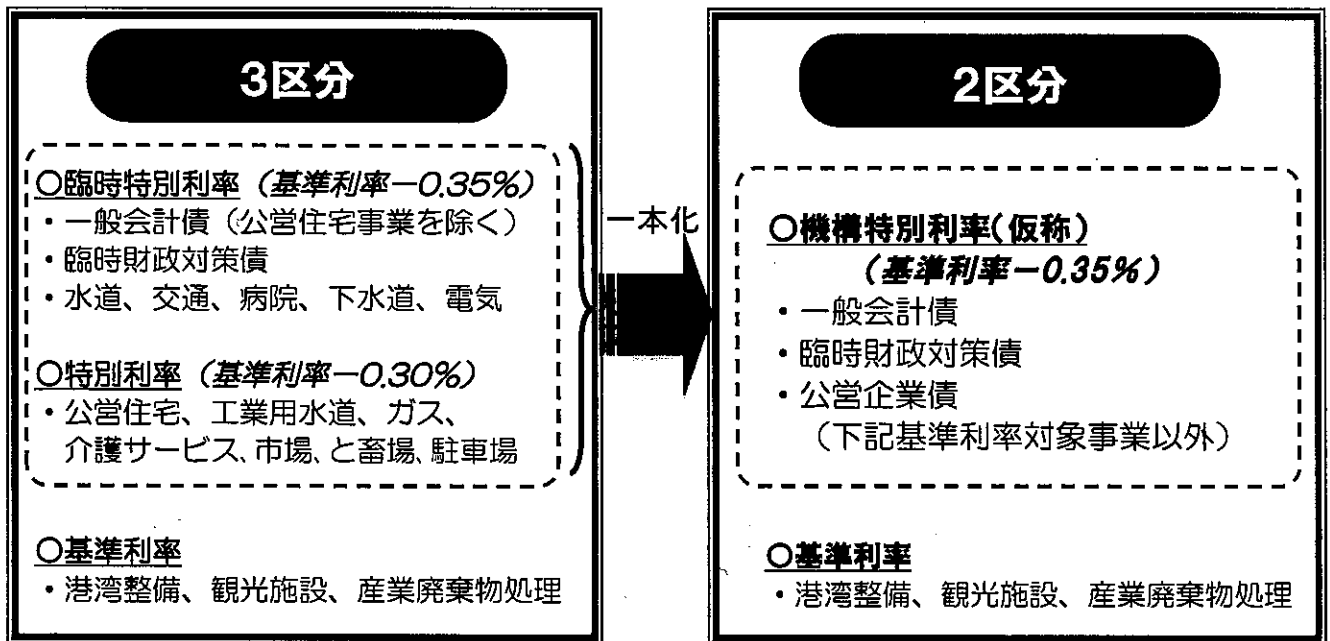
## ■ 貸付利率の体系の見直し ～「臨特」と「特利」の一本化～

平成24年度同意等債から

利率体系を見直し、  
利下げ対象事業に適用する利率を「機構特別利率」に一本化  
(特別利率対象事業を全て従来の臨時特別利率と同じ利率条件で貸付け)

<現行利率区分> 23年度債まで

<見直し後利率区分> 24年度債以降



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限とする  
(現行と同じ)

## ■ 貸付対象事業の拡大

平成24年度より学校教育施設等整備事業(単独)を貸付対象に追加

貸付条件(予定)

- 償還年限：義務教育諸学校及び高等学校等施設 25年以内(うち据置3年以内)  
幼稚園その他の学校施設等 20年以内(うち据置3年以内)
- 適用利率：機構特別利率(現行の臨時特別利率と同じ)

※ 一般単独事業の一般事業のうち、出資金・貸付金・負担金に係る地方債についても機構資金の貸付けが行えるように貸付規程を改正済(平成23年10月)

# 平成24年度の債券発行予定等について

## ■平成24年度の債券発行予定額について

平成24年度の債券発行予定額は、以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成24年度	平成23年度
地方金融機構債	14,000程度	12,000
政府保証債	10,300	7,100
10年債	4,900	5,100
6年債	3,200	2,000
4年債	2,200	—

※ 政府保証債については、国の平成24年度政府予算案の成立を前提としており、年度途中で変更があり得ます。

## ■地方金融機構債による資金運用について

- 減債基金等の積立金の運用に当たって、機構債は安全で有利な運用手段です。
  - ※ 機構債の格付けは、国債と同じ国内最高水準の格付けです。
- 5年債、10年債、20年債のほか、運用期間のニーズに応じて発行するメニュー（FLIP）もあります。
  - ※ ご購入については、お近くの証券会社にお問い合わせ下さい。

### 最近の事例

- A市、B県など：減債基金の運用のため、機構債を購入。
- C市：FLIPのメニューを活用して、機構債（19年債）を購入。
- D市：機構債はリスクウェイト10%だが、貸付対象が地方公共団体に限定されていることから、信用リスクは地方債に準じるものとして取り扱うよう内規を改正。
- E県：基金の運用方針を改正し、機構債を運用対象債券として明記。

☆ 地方金融機構では、一般的な資金管理に関するアドバイス（出前講座、自治体ファイナンス・アドバイザーの助言）も行っています。

以下のHPに関係資料等を掲載していますので、ご覧ください。

- ・ 資金管理に関する参考資料  
<http://www.jfm.go.jp/ir/ir.html>
- ・ 地方支援業務（アドバイザー業務）のご案内  
[http://www.jfm.go.jp/financing/plan\\_jitsumu.html](http://www.jfm.go.jp/financing/plan_jitsumu.html)

# 地方支援業務について

地方支援業務は、地方公共団体金融機構が、市場参加者としての専門知識・経験を生かしながら、「地方自治体が資金調達を効率的に行う」ために必要な支援を行う新しい業務です。

この業務は、地方自治体からの要望に応じて、自治体のニーズにあわせて提供しています。

＜講師、アドバイザーに係る出張経費等は、機構で負担します。＞

## 1 人材育成

### 短期集中研修

市町村職員研修所などと共催で、団体の職員が資金調達などを行っていく際に役立つ基礎的な金融知識、技術を習得するための研修を行っています。

① 全国市町村国際文化研修所（滋賀県：JIAM）

「資金調達戦略の基本

～金利決定のメカニズムとその背景、交渉のポイント～

〔日程〕平成24年6月13日（水）～15日（金）

〔募集〕40名

② 市町村職員中央研修所（千葉県：JAMP）

「自治体ファイナンス～市町村職員のための資金調達の基礎知識～」

〔日程〕平成24年9月12日（水）～14日（金）

〔募集〕40名

### 出前講座

自治体からの要望に応じ、講師が自治体に出張して、地域の実状や受講者のレベルに応じた金利や資金調達などに関する研修を提供しています。

（参加人数の大小は問いません。開催時期、内容、時間については、自治体の要望に応じて調整いたします。）

【実績】※平成22年度秋から

都道府県で市町村向けに開催・・・14都県

複数市町村で共同開催・・・3ヶ所9市3町

市町村が単独で開催・・・2市1町ほか

【講義テーマ】

・金利水準の分析方法

・資金調達の基礎、地方債の金利総論、資金管理

・地方債の借入交渉

・地方財政制度（予算、交付税）、地方債制度 など

## 2 実務支援

### 自治体ファイナンス・アドバイザーの助言

金融の専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが、個別の自治体からの要望に応じ、金利分析、資金調達方法などに関する疑問点、課題についてきめ細かな助言を提供しています。

【実績】※22年度秋から

6県1区19市4町

【これまでの相談例】

- ・ 3セク債に係る資金調達（入札方式）実施に際してのアドバイス
- ・ 住民公募債発行や証券方式での資金調達に係るアドバイス
- ・ 国債利回りや金利スワップレートを用いた借入金利分析に係るアドバイス
- ・ 証券化などの新たな資金調達手法に係るアドバイス など

### 住民公募債発行支援

初めて住民公募債を発行する自治体に対し、発行に係る一連のプロセスについて助言等支援を行うほか、発行に係る広報経費の助成（1団体50万円上限）を行っています。

【実績】

23年度 5団体

【これまでの支援例】

- ・ 発行に係る一連の手続きに係るアドバイス
- ・ 発行条件、発行手数料に係るアドバイス
- ・ 金融機関との協議調整に係るアドバイス
- ・ 発行に係る広報経費等の助成 など

## 3 調査研究

研究者等との連携強化を図りつつ、多くの自治体の資金調達業務の効率化に資すると考えられるテーマについて積極的に調査研究を実施しています。

また、東京大学と共催で毎月フォーラムを開催していますので、是非ご参加ください。

【フォーラムの開催予定】

平成24年2月9日

「平成24年度の地方財政計画、地方債計画と地方債協議制度の見直しについて(仮)」

【これまでのテーマ例】

地方債市場の現状と課題、地方債市場の国際比較、地方債の格付けをめぐる諸問題  
など

## 4 情報提供

経済・金融データ、金融知識、研修テキストなど金融機関との適切なコミュニケーションをとる際に活用できる情報を提供しています。(http://www.jfm.go.jp/financing/plan\_inform.html)

〈問い合わせ先〉

経営企画部地方支援課 TEL:03-3539-2676 E-Mail:chihoushienka@jfm.go.jp

## 公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

- 地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属（その全額を交付税特別会計に繰入れ）
- 平成24年度から平成26年度までの3年間、総額1兆円目途
- 平成24年度3,500億円



（参照条文）

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄）  
附 則

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

<問い合わせ先> 経営企画部企画課 03-3539-2674